

身近なまちづくりに
参画しよう！

選挙で町長や
議員を選ぶ



町や議会の
広報を読む



地域のお祭りや
行事に参加する



町内の美化に
努める



子どもやお年寄り
を支える



防災や防犯の
活動に参加する



パブリックコメント
に応募する



町が実施する
アンケートに答える



公募委員として
審議会等に参加する



対話の場に
参加する



今こそ住民が主役！ 協働のまちづくり



まちづくりにみんなで
取り組もう！

住民の役割 (5条)

- ・自らの発言と行動への責任
- ・自発的なまちづくりへの参画
- ・住民同士の交流や連携
- ・議会や町と手を取り合い課題を解決

議会・議員の役割 (6条・7条)

【議会の役割】

- ・町政の監視やけん制
- ・分かりやすく開かれた議会運営

【議員の役割】

- ・公正で誠実な職務の遂行
- ・議会の活性化

町長・職員の役割 (8条・9条)

【町長の役割】

- ・公正で誠実な町政の運営
- ・まちづくりに参画する機会の保障
- ・施策についての分かりやすい説明
- ・分かりやすく機能的な組織編成

【職員の役割】

- ・創意工夫して効率的な職務の遂行
- ・法令遵守、公正で誠実な職務の遂行
- ・自己研鑽

コミュニティ (12条・13条)

- ・コミュニティの役割の尊重
- ・積極的なコミュニティ活動への参画
- ・コミュニティの支援、育成



住民、議会、町が手を取り合って、
未来を担う子どもたちが健やかに育
つような地域づくり、地域の安全や
教育、福祉、環境などの課題の解決
に取り組みましょう。

かなんまちづくり基本条例 Q&A

Q. なぜ、この条例が必要なのですか？

A. 地方分権の進展により、これからのまちづくりは、それぞれの地域が自ら考え、自ら決めなければなりません。また、人口減少や少子高齢化により、少ない人口で地域を支え、活力を維持していくためには、住民の皆さんがまちづくりの中で活躍することが求められます。

そこで、そのための基本的な考え方やルールが必要なのです。

Q. どうやって、制定したのですか？

A. 住民参画の観点から公募委員5人を含む11人の委員で「河南町協働のまちづくりを考える懇話会」を平成24年7月に設置し、平成25年10月までの1年4カ月にわたる意見交換を経て、条例案の報告を受けました。

この内容をもとに、パブリックコメントによる意見なども踏まえ、かなんまちづくり基本条例を制定。平成26年4月1日に施行しました。